販売条件

1. 範囲:

1.1　この販売条件（「本販売条件」）は、その全体が組み込まれており、すべての注文（「注文」）の一部です。ここで、注文とは、３M 社および／またはその世界中の関連会社（「3M」）が、当該注文において特定されたお客様（「顧客」）に対して、(a) 顧客への製品（「製品」）の販売、または（b）3M が、顧客に提供される可能性のあるその他の付随サービスとともに、顧客のために特別に作成するサービスまたはその他の項目（情報、報告書、データベース、設計、プロトタイプ、アートワーク、その他の資料を含むがこれに限定されない）（「成果物」）の販売に関し、発行する注文の受領書、見積書（見積請求書）もしくは請求書またはその他の文書における注文であり、製品と成果物を総称して「3M 製品」といいます。

1.2　本販売条件において付属書類 A および付属書類 B に規定された補足条件が適用され、本販売条件は、適用される付属書類に記載されているように置き換えられ、または修正されます。

1.3　3M 価格ページ、ポリシー、プログラムおよび 3M 電子顧客ポータル（bCom や Enterprise Order Centre (EOC)など）を含む、顧客の注文時に有効な追加の 3M 販売条件（総称して「追加条件」）も注文に適用されます。

1.4　3M が顧客に付随サービスを提供する場合、特定のプロジェクトに関して両当事者が署名した作業指示書（Statement of Work）（「作業指示書」）が注文に添付されることがあります。その場合、当該作業指示書は参照することにより注文に完全に組み込まれます。

1.5　条件の矛盾が生じた場合、優先順位の降順は次のとおりです：(a)顧客と 3M の間で 3M 製品の販売または供給に関する特定の書面による合意（ある場合）；　(b)本販売条件に添付された別紙 A、別紙 B および別紙 C；　(c)本販売条件に添付された付属書類 A および付属書類 B；　(d)本販売条件；　(e)作業指示書（該当する場合）；　(f)追加条件。本販売条件で定義されていない用語は、付属書類、別紙、作業指示書または追加条件（該当する場合）において与えられた意味を持ちます。

1.6　本販売条件、別紙、付属書類、作業指示書および/または追加条件（関連するもの）を、総称して「適用条件」といいます。

2. 注文の受諾:

2.1　顧客の注文は、注文で特定された 3M 製品と要求された数量に限定されます。3M は、自己の完全な裁量により、注文の全体または一部を受諾し、また、3M は(a)3M 製品の最低注文数量および/または価値を適用する権利、および(b)3M 製品の数量を制限する権利を有します。

2.2　3M は、(a)納品予定日を記載した書面による注文確認書（「注文確認書」）を提供する（ただし、「確認中」の記載がある注文確認書や、注文書の受け取りの受領書は、3M によるその注文の受諾を意味するものではありません)、または、(b)3M 製品を顧客に発送または納品することにより、注文を受諾し、顧客と契約します。

2.3　3M は誠意を持って顧客の注文に応じるよう努めますが、配送の遅延、不能または受渡不履行による損失や損害については責任を負いません。また、需要が供給を上回る場合、3M は自己の裁量で受注の優先順位を決めることができるものとします。

2.4　すべての注文は、顧客が適用条件を変更せずに受け入れることを条件としています。顧客は、3M によ

るクリックスルー、bCom または EOC ポータル（該当する場合）を通じた適用条件を受け入れることにより、3M へのその後の発注に適用条件が適用されることに同意します。3M は顧客が提示するいかなる条件も拒否し、3M の作為または不作為（注文内容の確認、3M 製品の納品、請求書の発行、支払いの受領、顧客のクリックスルーまたはその他の電子条件の受領を含むがこれに限定されない）は、顧客が提供する条件の 3M による受け入れとみなされず、顧客はそのような条件に依存する権利を明示的に放棄します。3M が顧客の見積もり、入札または提案書（「顧客文書」）に言及する場合、それは単に 3M 製品を説明する目的であり、顧客文書に含まれるいかなる条件の受け入れを意味するものではありません。注文の変更は、3M が書面で受け入れた場合にのみ 3M に対して拘束力を持ちます。

3. 価格と支払い:

3.1　3M 製品の価格は、注文時に(a)注文確認書、(b)顧客に提供される適用される 3M 価格ページ、または(c)関連する 3M 電子顧客ポータル（bCom や EOC など）に記載されているものです。

3.2　3M が明示的に別途記載しない限り、価格には適用されるすべての税金、配送料、保険料、関税およびその他の関連費用は含まれておらず、これらは顧客が全額支払うものとします。3M が顧客に払い戻すことに同意した費用は、顧客の実際の費用でマークアップなしで払い戻されます。

3.3　3M は、価格変更（原材料または部品の価格、労働費用や間接費、追加料金、インフレ率、関税、外国為替レートの変動に基づく値上げを含むがこれに限定されない）を行う権利を有し、少なくとも 30 日前に顧客に通知するよう合理的な努力を行います。改訂された価格は、価格変更の効力発生日に保留中の注文（価格変更の効力発生日以降に出荷される注文、一括注文、当該価格変更の効力発生日以降の日付の出荷を指定する注文を含む）に適用される場合があります。

3.4　注文確認書に異なる支払い条件が記載されていない限り、標準的な販売条件は、3M 製品の発送前に支払いが行われ、控除や相殺なしで全額決済を行うことに基づいています。3M が資金を受領するまで、支払いが行われたとはみなされません。

3.5　顧客が 3M による注文の受諾前に 3M が定めた形式で書面による信用申請を提出し、その信用度が 3M によって書面で承認された場合、顧客に信用が付与されることがあります。3M は、信用を申請した顧客の信用度と財務責任について合理的な調査を行う権限を有します。信用が付与された場合、顧客は、3M が発行した請求書の日付から始まる顧客の信用支払期間内に、控除または相殺なしで全額決済を行わなければなりません。顧客が指定された信用限度を超えた場合、信用は取消しまたは減少されることがあります。

3.6　顧客は、3M が顧客に利益（リベート、マーケティング開発資金、その他の商業的インセンティブなど）を提供する場合、当該利益を受けるためには、適用条件およびインセンティブプランのすべての条件に従わなければならないことを認識しています。

3.7　顧客は、3M の請求書をその条件に従って迅速に支払います。支払い期日に全額支払わない場合、3M は配送の停止もしくは遅延、さらなる注文の拒否、既存の注文のキャンセル、支払いもしくはその他の利益の保留（3M が提供するリベート、マーケティング開発資金、その他の商業的インセンティブに対する相殺を含む)、および/または未払い金額に対して遅延料金および利息を課す権利を有し、顧客が未払い金を金額支払うまで通知なしで行います。

3.8　3M の方針に従って、未払い残高に対して利息が請求され、また、利率は随時変更されます。さらに、3M は、顧客に対して、担保、保証人および/または保証の提供を要求でき、3M は未払い金の回収に関連す

るすべての法的およびその他の費用と経費を回収する権利を有します。
3.9　3M が未払い金の回収のために紛争解決手続きを行った場合、顧客はその手続きに関連する 3M の法的およびその他の費用を支払う責任を負います。
3.10　3M への支払いは、3M の事前の書面による同意または適用される法律に基づく義務がない限り、注文の不備、欠陥、注文の不履行、または顧客もしくは顧客の関連会社に対する支払いまたはその他の義務を全体または部分的に回収するためであっても、調整、控除または相殺されることはありません。

4. 注文の変更またはキャンセル:
4.1　3M が書面で特に明記しない限り、3M の書面による同意なく、注文のキャンセルはできません。3M が注文のキャンセルを受け入れる場合、顧客は、3M に対して、少なくとも、他の個人または法人への 3M 製品の販売を通じて合理的に回収できない 3M が被った費用および経費（仕掛品や返品不可の在庫を含むがこれに限定されない）を支払うものとします。
4.2　3M の事前の書面による承認なしに、顧客はいかなる注文の変更も行うことはできません。当該変更には、注文に含まれる 3M 製品の種類や数量、納品日または注文に含まれる 3M 製品が発送される場所を含みますが、これに限定されません。
4.3　3M は、在庫不足、3M 製品の生産中止または顧客による適用条件の違反があった場合を含め、顧客に対して一切の責任を負うことなく、電子的または書面による通知により、いつでも注文をキャンセルすることができます。何らかの理由により 3M 製品の供給が制限される場合、3M は注文を履行するか、または 3M が適切と判断する方法で 3M 製品を配分することができます。
4.4　上記の一般性を制限することなく、3M は、2022 年 12 月 20 日に、フルオロポリマー、フッ素系液体、PFAS ベースの添加剤製品を含むすべてのパーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（「PFAS」）製品の製造を 2025 年末までに中止する決定を発表しました。3M はこれらの製品の供給を保証することはできません。

5. 配送:
5.1　3M 製品の納品は、注文確認書に記載されているか、または 3M が顧客と書面で合意した内容に従って行われます。3M が注文の運賃を支払う場合、3M は輸送手段と経路を選定します。顧客が異なる配送手段を必要とする場合、その結果生じる費用は顧客が負担します。顧客は、3M への配送指示の誤りによる追加の費用も支払うものとします。単一の注文に対する複数の場所への配送、または顧客の本社、支店、営業所、事業所もしくは倉庫以外の場所への配送は、一般的に受け入れられません。顧客が完全に所有していない会社への直送注文は可能ですが、3M の裁量であり、その時点で有効な 3M の価格表に記載された最低取扱手数料が発生します。
5.2　当日発送は、日本、オーストラリアおよびニュージーランドでのみ、該当する締切時間（日本では当日引き取りは正午 12 時（JST）、当日発送は午後 2 時（JST）、オーストラリアでは当日引き取りは午前 11 時（AEST/AEDT）、当日発送は午後 1 時（AEST/AEDT）、ニュージーランドでは当日発送は午後 1 時（NZST/NZDT））前に受け取った注文に関し、在庫がある 3M 製品に関して、注文内容に不備がなく、配送や取扱に関する特別な要求がない場合に限り可能です。
5.3　すべての適用される輸入税、関税、税金または課徴金は、指定された配送条件に従って、顧客または

3M（該当する場合）の責任となります。顧客が利用可能な輸入税、関税、税金または課徴金の免除を受けたい場合、顧客は適用される法律の下でそのような免除を受けるために必要なすべての情報と書類を適時に 3M に提供するものとします。

5.4　顧客が指定された目的地に配送された 3M 製品を受け入れない場合、または顧客が適切な指示、書類または許可を提供していないために 3M が製品を時間通りに配送できない場合、(a)3M 製品は顧客に配送されたものとみなされ、且つ(b)顧客は関連するすべての費用と経費（保管、労働、輸送、保険、手数料、税金および関税を含む）に対して責任を負うものとします。

5.5　注文確認書に明記されている場合、または顧客と書面で合意した場合を除き、3M 製品に関するすべての危険負担と所有権は、(a)指定された出荷港（国際販売の場合）または(b)3M の倉庫（国内販売の場合）で運送業者に引き渡された時点で顧客に移転します。

5.6　顧客は、部品、原材料または 3M 製品のリードタイムに関連するリスクを受け入れます。3M は、3M が発行した注文確認書に記載された期日内、または 3M が顧客と書面で合意した期日内に納品するために合理的な努力を払いますが、3M は遅延納品、注文された 3M 製品の未納品、部分出荷またはその他の不履行、またはそれに起因する結果に関し、顧客に対して責任を負わないものとします。

5.7　3M は、3M が納品できなかったことが 3M の支配を超える原因、または管理責任や規制上の懸念に対処するために 3M が取った行動（それぞれ「不可抗力事象」）によるものである場合、納品できなかったことに対する損失や損害の請求について、顧客に対して責任を負わないものとします。このような状況では、3M は納品を一時停止するか、責任を負うことなく注文をキャンセルする権利を有します。不可抗力事象には、(a)天災;　(b)ストライキ、ロックアウト、その他の労働および産業紛争や混乱;　(c)市民の混乱、政府の要求および規制、指令、同意命令、裁判所命令、事故、戦争行為または戦争や紛争から生じる、またはそれに起因する状況（宣言されているか否かにかかわらず）、製造、処分、販売、使用またはその他の必要な運用要件のために必要な規制・製造承認、許可、ライセンスを取得できないこと;　(d)テロ、政治的不安、反乱、革命、暴動、反乱、暴動、侵略、火災、嵐、洪水、爆発、地震、自然の要素、パンデミック、疫病、国家または地域の緊急事態;　(e)必要な設備、原材料、電力、労働力の不足または調達の不能もしくは困難、またはそれらの制限もしくはそれらの使用に対する制限、および輸送の遅延が含まれますが、これに限定されません。

5.8　返品は、このリンクからアクセス可能な 3M の適用される返品ポリシーに従い、事前の 3M の承認が必要です。

6. 製品販売:

6.1　顧客は、3M の事前の書面による許可なしに以下のいずれも行うことはできません。(a)3M 製品が顧客に納品された管轄区域（「テリトリー」）外で、または 3M 製品をテリトリー外に輸出することが合理的に予想される法人に対して、3M 製品を販売すること。ただし、3M の許可を得た場合、顧客は別紙 B の規定を遵守する必要があります;　(b)3M が提示する最小販売単位に満たない数量で 3M 製品を販売すること。ただし、3M の許可を得た場合、顧客はすべての適用される要件（パッケージおよびラベル要件を含む）を満たすこと、および結果として生じる請求、損失および損害について単独で責任を負います;　(c)3M 製品をリパッケージまたは改変すること（テリトリーでの合法的な販売にパッケージの変更が必要な場合なこの限りではありませんが、その場合は事前に 3M に対して書面で通知を行わなければならず、顧客はすべての適用され

る要件（パッケージおよびラベル要件を含む）を満たすこと、および結果として生じる請求、損失および損害について単独で責任を負います。さらに、3M は個人用保護具を含む規制対象製品については、そのような変更を禁止することができます）；（d)すべてのオンラインマーケットプレイスで直接的または間接的に 3M 製品を出品または販売すること。ただし、そのような許可は不当に拒否されることはありません。

6.2　顧客が 3M 製品を再販する場合、顧客は自己の裁量により 3M 製品の再販価格を設定し、すべての 3M 製品の販売、購入、サービス、返品および苦情（ある場合）の正確な報告と追跡を可能にする記録を維持しなければなりません。顧客は、3M の要求に応じて当該記録を 3M が確認できるようにし、3M 製品に関連する品質、性能、安全性の情報をすべての関連顧客に知らせるための 3M の要求および活動に従わなければなりません。これには、ユーザーへの情報提供、回収、リコール、およびその他の類似の行動の実施が含まれます。

6.3　3M は、他の顧客（ディストリビューター、卸売業者、ディーラー、再販業者を含むがこれに限定されない）に対して、ならびにあらゆる顧客へ直接およびあらゆるチャネルを通じて、3M 製品を販売する権利を留保します。

6.4　顧客は、3M 製品、3M の他の製品または成果物、3M および/または 3M の関連会社について虚偽表示または誹謗・中傷してはなりません。偽造品を防止するために、顧客はすべての 3M 製品（および実質的に同等の 3M 製品）を、3M またはテリトリー内に所在する 3M の認定再販業者から直接かつ独占的に購入するものとします。顧客は、偽造品を購入、再販または納品してはなりません。

6.5　顧客は、すべての 3M 製品を自己の責任で使用し、顧客の所有または管理下にある 3M 製品のすべての使用について完全に責任を負います。

7. 所有権:

7.1　3M の事前の書面による同意がない限り、3M 製品の非公開データ、図面または情報は、いかなる場合も、(a)顧客により類似または同様の製品の製造のために使用されてはならず;　(b)3M 独自の設計、プロセスもしくは製品を逆コンパイル、複製、リバースエンジニアリングまたは分解する目的のために使用されてはならず;　(c)顧客により第三者へ開示されてはならず;　また(d)目的にかかわらず第三者による使用のために顧客により許可されてはなりません。

7.2　顧客は、3M 製品に関する商標、デザイン、図面、製造プロセス、製造情報、ベンダーソース、ノウハウ、機器、ツーリングおよびその他のハードウェア、ソフトウェアまたは情報に関する権利または権原を、取得または受領してはなりません。

7.3　顧客は、”3M”および 3M 製品に関連するその他の商標および名称（総称して「マーク」）を、顧客が 3M に所有されている、または 3M の一員であるかのような方法で使用してはなりません。顧客は、3M またはその関連会社と提携していると主張してはなりません。

7.4　顧客は、マークに関わる 3M の権利を侵害する、またマークの識別力や価値を損なうまたは低下させるいかなる行為も行ってはなりません。顧客が 3M 製品を再販する場合、顧客は、顧客のウェブサイト、パンフレット、カタログおよび広告等におけるマークの使用が適切であり、すべての適用される 3M ブランド基準および 3M からのその他の指示に従っていることを保証します。これには、適切な商標表示（例: ®または ™記号)、マークに続く名称、および商標帰属表示が含まれます。顧客は、3M の要求に応じて、顧客によるマークの使用を示す代表的なサンプルを 3M に迅速に提供しなければなりません。

7.5　顧客は、マークとの混同が生じる、もしくはマークの識別力を希薄化させる、またはその他の方法でマークに関わる権利を侵害する可能性がある、マークまたは類似の用語や図案（事業名、商号もしくは製品名、ドメイン名、ソーシャルメディアのユーザー名、またはその他の種類の名称、商標、サービスマーク、もしくはその他の種類の標章を含む）を登録しようとしてはなりません。顧客は、3M の最初の要求に応じて、顧客、その従業員または代理人が取得または管理する侵害するドメイン名またはソーシャルメディア名を直ちに 3M に譲渡しなければなりません。
7.6　顧客は、3M からの要求があり次第、3M の最初の要求に応じて、直ちに、すべてのマークの使用を中止し、顧客がマークを使用したすべての場所および手段（オンライン上を含む）からマークを削除するために必要なあらゆる措置を講じるものとします。
7.7　顧客は、マークの既知のまたは推定される侵害について速やかに 3M に通知し、マークの保護につき 3M に全面的に協力するものとします。3M は、マークに関し第三者に対して講じる措置（もし、あれば）を決定する単独の裁量を有します。

8. 保証:

8.1　3M は、顧客が 3M 製品を選択し使用する際の便宜のために、技術情報、仕様、推奨事項、文献、その他の資料（総称して「3M 製品資料」）を提供する場合があります。3M 製品資料の正確性または完全性は保証されておらず、予告なく変更されることがあります。3M 製品は、3M が書面で明示的に同意しない限り、顧客の要件や仕様に基づいて製造されるものではありません。顧客が使用しまたは消費するために販売される 3M 製品は、3M の事前の書面による同意なしにリパッケージ、再販または再配布されてはなりません。
8.2　適用される 3M 製品のパッケージまたは 3M 製品資料に別の保証が記載されていない限り（記載されている場合は、かかる保証が適用されます）、3M は、各 3M 製品が顧客への出荷時に適用される 3M 製品仕様を満たしていることを保証します。3M は、3M 以外の者による誤用、誤適用、乱用、事故、過失、誤取り扱い、またはその後の製造操作や組立によって変更または損傷を受けた製品に対して、3M の保証に基づく義務を負いません。
8.3　法律で禁止されている場合を除き、3M は、明示または黙示を問わず、商品性、特定目的適合性または取引過程、性能、慣習もしくは取引慣行から生じる黙示の保証または条件を含む、その他のいかなる保証や条件を提示しません。顧客は、3M 製品を使用する前に、3M 製品が顧客の意図する用途に適していることを判断する唯一の責任を負い、それに関連するすべてのリスクと責任を引き受けます。
8.4　いずれかの 3M 製品がこの保証に適合しない場合、適用法の範囲内で許容される限り、唯一かつ排他的な救済策は、3M 製品の交換もしくは修理または購入価格の返金であり、3M により選択されます。顧客は、適用される 3M 製品のパッケージまたは 3M 製品資料に記載された保証期間中（記載がない場合は受領日から 45 日以内）に、3M に保証請求の書面による通知を行い、その後、その請求に関する 3M の調査に協力しなければなりません。これを怠った場合、顧客はすべての保証請求を放棄したものとみなされます。
8.5　上記にこれと異なる定めがあっても、顧客は、すべての実験的または開発中の 3M 製品が「現状のまま」の状態で販売され、いかなる 3M の保証もないことを認識し、受け入れます。
8.6　顧客は、さらに、多くの 3M 製品が消費者向けではなく、産業用または業務用製品であることを認識し、受け入れ、産業用、業務用または専門的用途のみに意図された 3M 製品を消費者に販売または販売しないものとします。顧客は、この規定の違反から生じるすべての損失（政府当局による調査に関連して生じる

損失を含む）から 3M およびその関連会社を防御し、補償し、免責するものとします。
8.7　顧客が 3M によって示されたものと異なる製品の主張を行ったり、表明、保証、救済を提供した場合、顧客はそのような主張、提供、表明、保証、救済について完全な責任を負い、それに関連する法的請求、損失、損害から 3M を補償するものとします。
8.8　顧客は、(a)良好な経営状態にあり、支払い不能ではなく、すべての債務を期限通りに支払っていること；(b)すべての注文において顧客の義務と何らかの形で矛盾する第三者への義務を有していないことを保証します。

9. 責任の制限:
9.1　法律で禁止されている場合を除き、3M は、3M 製品、本販売条件または 3M 製品の使用不能から生じる、またはこれらに関連する間接的、偶発的、特別な、懲罰的または結果的な損害または損失（利益、貯蓄、収益、機会、信用、情報、事業もしくは使用の損失、または事業の中断もしくは不便を含む）について責任を負いません。
9.2　本販売条件にこれと異なる定めがあっても、法律で禁止されている場合を除き、顧客および顧客を通じて請求する者に対する、3M 製品の供給、本販売条件、またはその他の原因に関連して、いかなる形であれ発生するすべての請求、損失、費用および/または損害（弁護士報酬および費用、ならびに性質を問わない費用または請求費用を含む）に関する、3M および 3M の役員、取締役、パートナー、従業員、コンサルタントまたはそのいずれかのすべての責任は、請求の対象となる 3M 製品の購入価格を超えないものとします。
9.3　本項における責任の制限は、保証違反、契約違反、過失、詐欺、厳格責任を含む、主張される法的または衡平法上の理論にかかわらず適用されます。
9.4　上記の一般性を制限することなく、顧客は、顧客の再販した 3M 製品に対して顧客自身の顧客が 3M に責任を追及しようとする可能性があることを認識します（該当する場合)。3M はそのような顧客からの請求を完全に防御することができ、顧客は、3M がそのような行動を取ることにより、契約または一般法に基づき顧客に対して請求を主張する 3M の権利が何らかの形で制限される、という主張を放棄します。
9.5　顧客は、適用条件に基づく 3M のすべての権利および救済は、法律または衡平法に基づいて 3M に与えられる他のすべての権利および救済に追加されることを認識し、同意します。

10. 法令遵守:
10.1　顧客は、(a)顧客、その事業、および注文に基づく義務の履行に適用されるすべての法律、規則および規制を遵守しなければならず、また(b)3M 製品または 3M 製品を含むもしくは使用して製造された顧客製品の使用、促進、広告、販売、流通、輸入、輸出、輸送、ラベル表示、保管、取り扱い、加工または廃棄に関して適用されるラベル、指示、仕様、ならびに法律、規則、規制および安全要件を遵守しなければなりません。顧客は、自己のすべての顧客に対して、3M 製品がすべての適用される 3M 製品資料、使用説明書、警告、制限、および規制および基準に従って適切に選択され、使用されなければならないことを知らせるよう、自己の販売、マーケティング、その他の担当者を指導し、訓練しなければなりません。
10.2　上記の一般性を制限することなく、顧客はさらに、本書の別紙 A、別紙 B および別紙 C の特定の規定を遵守しなければなりません。

11. 機密情報:

11.1　「3M 機密情報」とは、顧客、顧客の従業員、代理人、下請業者または顧客のために行動する第三者に対して開示される情報または有形の資料であり、3M によりまたは 3M に代わって開示され、「機密」（Confidential）とマークされているか、またはその性質や開示された状況から合理的に機密と理解されるものです。

11.2　3M 機密情報には、(a)顧客の過失なく公に利用可能な情報; (b)3M から受領する前に顧客が知っていたことが顧客の書面記録によって証明される情報; (c)いかなる契約の違反や法律の違反なく、他の情報源から顧客が入手可能な情報は含まれません。

11.3　顧客は、3M 機密情報に対していかなる権利も取得せず、(a)すべての 3M 機密情報を機密として保持し; (b)3M の書面による明示的な許可または指示がない限り、いかなる 3M 機密情報も開示せず、または他の者にアクセスを許可したり、利用可能にしたりせず; (c)自己の従業員、代理人および 3M が承認した第三者のサポートがこれらの機密保持義務を遵守することを保証しなければなりません。

11.4　適用される法律または司法または行政手続きによって 3M 機密情報の開示が要求される場合、顧客は、法律で許可される範囲で、(a)直ちに 3M に通知を行い; (b)3M 機密情報の開示を制限または防止しようとする 3M の取組みに対して、あらゆる合理的な支援を 3M へ提供し; (c)法的に提供が要求される 3M 機密情報の部分のみを提供し、3M と協議の上、提供先が 3M 機密情報を機密として保持するようにあらゆる合理的な努力を行わなければなりません。

12. 紛争解決:

12.1　3M と顧客は、3M 製品および適用条件から生じる、またはこれに関連するすべての請求および紛争（総称して「請求」）を、次の一連の紛争解決手続きのみを通じて解決します: (i)いずれかの当事者による申し出から 30 日以内に、各当事者の正当に授権された代表者の間で実施される誠意のある交渉; (ii)必要に応じて、いずれかの当事者の書面による申し出から 60 日以内に開始される、両当事者が共同で選任し費用を負担する中立的な調停人による拘束力のない調停; (iii)最終手段として訴訟。

12.2　排他的な準拠法および管轄は、法の抵触の原則に関わりなく、注文を受ける 3M 法人の所在地に基づいて、付属書類 A に記載されている通りとします。国際物品売買契約に関する国連条約（The United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）は適用されません。3M 製品または請求から生じる、またはこれに関連する訴訟は、付属書類 A に指定された管轄でのみ提起および維持され、顧客および 3M は、当該裁判所の管轄権に同意します。

12.3　これらの紛争解決要件は、いずれかの当事者が、当該当事者の利益に対する即時の、是正不能な損害を防止するために必要な場合に、規定された準拠法および裁判管轄の要件に従って、法的措置を講じることを妨げるものではありません。

12.4　顧客がこれらの紛争解決要件に従わない場合、3M は顧客の義務のうちいずれか特定の強制履行を求めることができ、顧客はこれに異議を申し立てず、その履行を求める 3M の法的およびその他の費用をすべて負担するものとします。

13. 一般条項:

13.1 関係性.　3M と顧客は独立した契約当事者です。顧客は 3M のフランチャイジー、パートナー、合弁事

業者または代理人ではありません。適用条件のいかなる規定も、3M と顧客、またはそれぞれの従業員、代理人、契約者との間に雇用関係または共同雇用関係を創出するものではありません。

13.2 譲渡. 法律で許可される最大限の範囲で、顧客は 3M の事前の書面による同意なしに、適用条件に基づく権利または義務を譲渡、移転または委譲することはできません。前記にかかわらず、顧客は 3M の事前の書面による同意なしに、いかなる場合においても、譲受人、移転先、委任者または後継者に 3M 機密情報を開示する権利を有しません。

13.3 権利放棄. 取引経過において、適用条件が変更されることはありません。3M および顧客のいずれも、権利の行使を遅延した、または行使しなかったとしても、かかる権利を放棄することはありません。注文のいかなる条項の放棄も書面でのみ行われます。注文に基づく権利を行使しないこと、または注文の厳格な遵守を求めないことは、当事者の権利の放棄ではありません。

13.4 変更. 3M は、適用条件をいつでも変更することができますが、変更は、かかる変更の効力発生日前に適切に発注され、出荷が受け入れられた注文には影響を与えません。3M は、変更された適用条件が発効される少なくとも 30 日前に顧客に通知するための合理的な努力を行います。顧客が、変更された条件の効力発生日前に、変更された条件に対する異議を詳述した書面による通知を 3M に行うことなく、注文に基づき継続的な履行を行う場合、顧客は適用条件の変更を受け入れたとされます。

13.5 完全なる注文. 注文が 3M によって受け入れられた場合、当該注文は、適用条件とともに、注文に含まれる事項に関して顧客と 3M との間の完全かつ包括的な合意を構成し、注文に含まれる 3M 製品に関する他の口頭または書面による表明、合意、注文、見積もり、提案（顧客文書を含む）、電子的またはその他の利用条件、クリックスルーまたはその他の受諾条件、およびその他のやり取りのすべてに優先します。前記にかかわらず、両当事者が以前に書面による契約（機密保持または知的財産に関する契約を含む）（「従前条件」）を締結しており、かかる従前条件が取消し、撤回または失効していない場合、その従前条件のすべての条項は引き続き完全に有効です。注文に記載された 3M 製品に従前条件が明示的に適用される場合、適用条件によって補足される範囲を除き、当該従前条件が適用されます。

13.6 可分性. 適用条件のいずれかの規定が無効、違法または執行不能と判断された場合、当該規定は分離されます。適用条件は、当該規定を除いて解釈されるか、または、有効な代替の文言と置き換えて解釈されるものとします。ただし、最も効果的に適用条件の目的を達成する解釈が適用されるものとします。

13.7 通知. すべての通知は書面で行われ、書面を受け取った時点で（または配達が拒否された場合は拒否された時点で）通知されたものとみなされます。顧客への通知は、3M に登録されている顧客の担当者情報（電子メールで十分）宛て送付されます。3M への通知は、(i)顧客のサポートを担当する 3M の主担当者、および(ii)テリトリー内の 3M の本社（宛先: 3M のビジネス担当代表者・法務担当者）宛て送付されます。

13.8 適用言語. 適用条件が現地語と英語の両方で提示され、両言語間に矛盾がある場合、現地語が優先されます。

13.9 存続. 適用条件は、注文の完了後も、それが有利に働く当事者を保護するために必要な範囲で存続し、引き続き完全に効力を持ちます。

別紙 A: 倫理とコンプライアンス

1. 顧客は、顧客ならびにその関連会社、所有者、役員、取締役、従業員、代理人、下請業者、コンサルタントおよび代表者（総称して「代表者」）が、3M、顧客、いずれかの当事者の事業、ならびに注文および適用条件に関連する 3M 製品および/またはサービスに適用されるすべての地方、州、国家および国際的な法律、判決、規制、条例および政府の指令（贈賄防止に関するもの、例えば、各国の贈賄防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄禁止法、を含むがこれに限定されない）、課税、マネーロンダリング、独占禁止、輸出規制、環境、輸送、安全、衛生および雇用に関するもの（総称して「適用法令」）に従って、適用条件に基づく注文における顧客のすべての義務を履行することを表明し、保証し、誓約します。顧客は、3M の行動規範およびその基礎となる原則（https://www.3m.com/3M/en_US/ethics-compliance/code/）、ならびに適用される場合は 3M のサプライヤー責任規範（3m-supplier-responsibility-code-eng.pdf）と一致する企業行動基準を遵守します。顧客はさらに、自己または代表者が、3M を適用法令に違反させるような行為を行わないことを表明し、保証します。顧客は、(i)適用条件に基づく注文における顧客の義務を履行する際に、自己または代表者による法律違反が発生した、または発生する可能性があることを知った場合、または知る理由がある場合、また、(ii)自己または代表者が別紙 A の規定に基づく顧客の義務を遵守しなかった場合、直ちに 3M に通知します。

2. 3M は、適用法令を遵守して自らの事業を遂行するため、本合意期間中およびその終了後 5 年間、別紙 A に基づく顧客の義務の遵守状況を監査することができるものとします。3M はかかる監査について合理的な事前通知を行い、顧客は監査に協力するものとします。かかる協力には、記録（あらゆる顧客および代表者の記録（関連データ、資産、帳簿および財務口座を含むがこれに限定されない）として定義される）を開示し、注文および適用条件に基づく顧客の義務に関連する顧客および代表者の記録の閲覧を許可し、顧客または代表者の従業員に対するインタビューを許可することが含まれます。3M は、この「コンプライアンス監査」条項に基づく監査に要する費用を負担し、自らの裁量により監査の範囲、方法、性質および期間を決定します。

別紙 B: 貿易コンプライアンス

1. 顧客は、3M が提供する製品またはサービスに影響を与えるすべての輸出管理、経済制裁、税関、およびその他の貿易関連の法律、規制、規則およびライセンスを遵守するものとします。これには、アメリカ合衆国、欧州連合、英国および現地の法律と規制が含まれます。顧客は、特定の製品が商業文書に記載された製品の輸出管理および統一関税分類番号、取引に関与する当事者、および製品の意図された最終用途に応じて、輸出または輸入管理の制限を受ける可能性があることを理解します。顧客は、すべての輸入および輸出管理の制限を遵守する責任を負います。

2. 顧客は、(1)適用される輸出管理、経済制裁または通商禁止に違反して、(2)核・化学・生物兵器、防護および非防護の核物質、ミサイル、宇宙発射体、無人飛行機、原子力船、軍事または軍事情報の最終用途、先端コンピューティング、先端ノード集積回路、スーパーコンピュータまたは半導体製造装置を含む制限された最終用途のために、または(3)規制対象者（アメリカ合衆国の統合スクリーニングリスト、欧州連合の金融制裁の対象者リスト、またはその他の適用される規制対象者リストに記載されている個人、グループ、組織、および 1 つ以上の記載された対象者によって直接的または間接的に 50%以上所有または支配されているあらゆる事業体を含む）に対して、3M 製品、技術またはソフトウェアを直接または間接的に販売、供給、輸出、再輸出、移転、使用または利用可能にしてはなりません。

3. 顧客は、ロシアまたはベラルーシに所在する個人または法人に対して、3M 製品、技術もしくはソフトウェア、またはそれらから製造された製品を直接的または間接的に販売、譲渡、移転、輸出、再輸出またはその他の方法で利用可能にしてはなりません。また、それらから製造された製品が直接的または間接的にロシアまたはベラルーシにおいて、またはロシアまたはベラルーシで使用されるために販売、譲渡、移転、輸出、再輸出またはその他の方法で利用可能とされることを顧客が知っている、または合理的に疑う理由がある場合、ロシアまたはベラルーシ外に所在する個人または法人に対しても、3M 製品、技術もしくはソフトウェア、またはそれらから製造された製品を直接的または間接的に販売、譲渡、移転、輸出、再輸出またはその他の方法で利用可能にしてはなりません。顧客は、3M 製品、技術またはソフトウェアに関与する自社または第三者の活動が本段落に違反することを認識した場合、直ちに 3M に通知しなければなりません。

4. 別紙 B の義務は、適用条件の重要な条項です。別紙 B の条項に違反した場合、3M は直ちに販売を中止または終了できます。3M は、顧客が別紙 B のいずれかの条項に違反したと信じる理由がある場合、責任を負うことなく独自の裁量で販売を停止することができます。顧客は、違反の疑いに関する 3M による調査に全面的に協力することに同意します。顧客は、別紙 B の条項の違反に起因するすべての損失（政府当局による調査に関連して生じる損失を含む）から 3M およびその関連会社を防御し、補償し、免責するものとします。

別紙 C: データプライバシーコンプライアンス

1. 適用条件に基づく注文の交渉および履行に伴うビジネス連絡先情報（例えば、氏名、役職、ビジネス連絡先情報など）（総称して「BCI」）以外の個人情報（適用されるデータプライバシー法で定義される用語としての個人情報または類似の用語）は、ここで交換または処理されません。

2. 各当事者は、(i)適用されるデータプライバシー法に従って BCI を保護するための適切な技術的および組織的措置を実施し、(ii)適用条件に基づく注文の交渉および履行の目的にのみ BCI を使用し、(iii)BCI の不正または違法なアクセス、取得、使用または開示を認識した場合、または合理的に疑う場合、直ちに相手方に通知するものとします。

3. 前記内容を制限することなく、各当事者は BCI の処理に関して適用されるデータプライバシー法を遵守します。

4. 当事者が、適用条件に基づく注文に関連して追加の個人情報を処理する必要があることを認識した場合、当事者はまず、適用されるデータプライバシー法に準拠してその情報の処理に対処するための適切な要件について誠意を持って交渉します。

付属書類 A

場所	準拠法	裁判地
オーストラリア	オーストラリア、ニューサウスウェールズ州	オーストラリア、ニューサウスウェールズ州の裁判所
インド	インド	インド、バンガロール
インドネシア	インドネシア	南ジャカルタ裁判所
日本	日本	日本、東京地方裁判所
韓国	大韓民国	ソウル中央地方裁判所
マレーシア	マレーシア	マレーシアの裁判所
ニュージーランド	ニュージーランド	ニュージーランドの裁判所
フィリピン	フィリピン	フィリピン、タギッグ市
シンガポール	シンガポール	シンガポールの裁判所
台湾	台湾	台湾、台北地方裁判所
タイ	タイ	タイの裁判所（顧客がタイに登録されている場合）またはタイ仲裁協会に従った仲裁（それ以外の場合）
ベトナム	ベトナム	ベトナムの裁判所

付属書類 B

オーストラリアおよびニュージーランド

1. セクション 8.3 は以下の内容に完全に置き換えられます: 法律で禁止されている場合を除き、3M は他の保証または条件を一切行いません。3M 製品を使用する前に、顧客は 3M 製品が顧客の意図する用途に適しているかどうかを判断する唯一の責任を負い、それに関連するすべてのリスクと責任を引き受けます。
2. セクション 9.3 の末尾に以下の文が追加されます: オーストラリアまたはニュージーランドの顧客は、オーストラリアまたはニュージーランドの消費者法に基づく権利を有する場合があり、このセクションは法律で許可される範囲でそれらの権利を制限することを意図していません。
3. 以下のセクション 14 が追加されます:

   14. 所有権とリスク:

   前述に反する内容にもかかわらず、3M 製品のリスクは納品時に移転しますが、法的および衡平法上の所有権は、3M がそれらの 3M 製品の全額を受け取るまで 3M に留まります。その支払いが完了するまで、顧客は 3M のために受託者として商品を保持し、3M が要求した場合には商品を 3M に返却しなければなりません。前述にかかわらず、顧客は受託者として通常の業務の範囲内で商品を販売または取り扱うことができ、その場合、受託関係は直ちに終了します。顧客は、必要に応じて、商品が 3M に属することを識別しなければなりません。納品に関するすべてのリスクは、商品が 3M またはその代理人の実際の法的所有を離れた時点から顧客が負担します。
4. 以下のセクション 15 が追加されます: 15. 個人財産担保法:

   15. 個人財産担保法:

   15.1 担保権. 顧客は以下を認識します: (i) （セクション 14 またはその他に基づいて）顧客が 3M 製品の購入価格がこれらの条件に従って支払われる前に 3M 製品を販売または処分する場合、顧客は 3M の受託代理人として行動し、その販売または処分の収益も 3M の財産であり、顧客は 3M のために信託として保持します; (ii) これらの条件に基づいて供給される 3M 製品に関連する所有権の保持は、3M 製品に対する 3M の利益を保護する購入資金担保権を生じさせます; (iii) 3M 製品から得られる収益に対する 3M の権利と利益も、その収益に対する担保権を構成します。

   15.2 登録および確認書. (i) 3M は、顧客の費用で、これらの条件に基づいて付与された担保権を PPS 登録簿に任意の方法で登録することができます。顧客はその登録を実施するために必要な情報を 3M に提供しなければなりません; (ii) PPSA のセクション 157(3)の目的のために、顧客はこれらの条件に基づいて生じる担保権の登録に関連して 3M からの通知を受け取る権利を取消不能かつ無条件に放棄します。

   15.3 さらなる保証. 顧客は、これらの条件に基づいて付与された担保権の執行可能性と最優先順位を確保するために 3M が合理的に要求する手順を講じることに同意します。これには、(i) 同意の取得と提供; (ii) 領収書の作成と提供; (iii) 文書の署名または署名の手配; (iv) PPS 登録簿への担保権の登録の促進; (v) 関連担保に対して担保権を有する、または有すると思われる者を含む、いかなる者への通知の提供の促進; (vi) 3M の担保権の執行における権利行使の促進が含まれます。

   15.4 付属品または固定物ではない. 顧客は、3M が書面で別段の合意をしない限り、以下を確保することに同意します: (i) 3M 製品がいかなる土地にも固定されないこと; (ii) 3M 製品が他の製品に付属品とならないこと; (iii) 3M 製品がいかなる土地または製品に取り付けられることを防止または是正するために

3M が合理的に要求する手順を講じること。これには、(A) 土地所有者、抵当権者、物件所有者からの適切な承認と同意の取得; (B) 3M 製品が取り付けられた土地または製品からの取り外し、または取り外しの手配が含まれます。

15.5 非適用条項. 3M と顧客は、PPSA のセクション 115 の目的のために、以下の PPSA のセクションが関連担保に適用されないことに同意します: (i) セクション 95（付属品の取り外しに関する担保権者の通知）; (ii) セクション 121(4)（流動資産に対する担保権の執行に関する担保権者の通知）; (iii) セクション 125（押収後の担保物の処分または保持に関する担保権者の義務）; (iv) セクション 130、3M が顧客に通知を行うことを要求する範囲で（担保物の処分に関する担保権者の通知）; (v) セクション 132(3)(d)（勘定書における他の担保権者に支払われた金額を示す担保権者の義務）; (vi) セクション 132(4)（担保物を所定の期間内に処分しない場合の担保権者による勘定書）; (vii) セクション 135（担保物の保持に関する担保権者の通知)。

15.6 押収. これらの条件の他の条項を制限することなく、PPSA のセクション 123(1)の目的のために、3M の同意なしに関連担保を押収する、または押収する権利を有する者がいる場合、顧客はこれらの条件に違反したものとみなされます。

15.7 定義. このセクションにおいて: 「付属品」は PPSA で与えられた意味を持ちます; 「担保物」は PPSA で与えられた意味を持ちます; 「PPSA」は 2009 年個人財産担保法（Cth）を意味します; 「PPS リース」は PPSA で与えられた意味を持ちます; 「PPS 登録簿」は PPSA に基づいて設立された個人財産担保登録簿を意味します; 「収益」は PPSA で与えられた意味を持ちます; 「購入資金担保権」は PPSA で与えられた意味を持ちます; 「関連担保物」はこれらの条件に基づいて付与された担保権の対象となる担保物を意味します; 「担保権者」は PPSA で与えられた意味を持ちます; 「担保権」は PPSA で与えられた意味を持ちます

インドネシア

セクション 4.4 の後にセクション 4.5 が追加されます: 3M と顧客は、注文のキャンセルに関して、インドネシア民法第 1266 条を裁判所の決定や規定を必要とせずに放棄し、そのようなキャンセルや裁判所を通じた規定を放棄することに同意します。

韓国

1. セクション 2.1(a)は完全に削除されます。
2. セクション 2.3 は以下の内容に完全に置き換えられます: 3M は顧客の注文を誠実に満たす努力をしますが、3M に起因しない遅延や配送不能、配送不履行による損失や損害については責任を負いません。需要が供給を超える場合、3M は独自の裁量で注文の履行を公正に優先することができます。
3. セクション 4.3 は以下の内容に完全に置き換えられます: 3M は、電子的または書面による通知により、在庫不足、3M 製品の生産中止、または顧客による適用条件の違反を含む合理的な理由がある場合、顧客に対して一切の責任を負うことなく、いつでも注文をキャンセルすることができます。3M 製品の利用可能性が何らかの理由で制限されている場合、3M は注文を満たすか、または 3M 製品を適切と判断する方法で配分することができます。

台湾

セクション 6.1 の後にセクション 6.1A が追加されます: 顧客は以下を認識します: (a) 3M 台湾は 3M カンパニーの子会社であること; (b) 3M カンパニーは親会社として、世界中に子会社および関連会社を持っていること（中国を含むがこれに限定されない）; (c) 顧客が台湾外で 3M 製品を販売する場合、3M カンパニー、その子会社、または関連会社に損害を与える可能性があり、異なる管轄区域の法律および規制の適用から生じる製品責任または消費者保護の問題を引き起こす可能性があること。したがって、顧客は 3M 製品の越境漏洩を軽減および管理し、顧客は知識と認識の範囲内で、3M 製品が台湾外の第三者に（直接または間接的に）漏洩した可能性のある事例の詳細を 3M に速やかに開示しなければなりません。

タイ

1. セクション 12.1(iii)は以下の内容に完全に置き換えられます: (iii) 最後の手段として、顧客がタイに登録されている場合はタイの裁判所での訴訟、タイ外に登録されている場合は仲裁。後者の場合、仲裁はタイで英語で行われ、タイ仲裁協会（「TAI 規則」）の現行規則に従って行われます。仲裁判断は当事者にとって最終的かつ拘束力を持ち、判断に基づく判決は管轄権を有する裁判所によって下されることがあります。仲裁のすべての費用は、弁護士費用および費用を除き、仲裁の当事者間で均等に分担されます。弁護士費用および費用は、仲裁人によって別段の命令がない限り、その費用を負担する当事者が負担します。
2. セクション 12.2 の最後の文は以下の内容に完全に置き換えられます: 3M 製品または請求に関連して生じる訴訟または仲裁は、付録 A に従って提起または参照され、維持され、顧客および 3M はそのような紛争解決要件に同意します。